

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 13 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 10 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 28 件 |
| 国民年金関係 | 11 件 |
| 厚生年金関係 | 17 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 3 月に国民年金に任意加入し、61 年 4 月に第 3 号被保険者制度ができるまでの期間について、1 か月も欠かさず国民年金保険料を納付してきた。私の納付記録を見ると、申立期間の 7 か月間が未納となっているが、私の国民年金保険料は私の夫が納付書により納付しており、申立期間は、家族の病気や事故なども無く、経済的には困っていなかったもので、申立期間の保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 3 月に国民年金に任意加入後、61 年 4 月からの第 3 号被保険者に該当するまでの期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、複数回にわたる住所変更手続及び種別変更手続をほぼ適切に行っており、申立人の国民年金制度への理解の深さがうかがえる。

また、申立期間は 7 か月と比較的短期間である上、当該期間において、申立人には住所の変更は無いなど、当時の生活状況に大きな変化は認められず、当該期間直前の国民年金保険料は納付済みであることなどを考慮すると、申立人は、当該期間の国民年金保険料を継続して納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1724

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月

私は、昭和 38 年 1 月から、A 市の厚生年金保険適用事業所に住み込みで働いていたが、同年 9 月ごろ、B 市の実家の家業が忙しくなったので、その事業所を辞めて B 市に帰ってきた。

厚生年金保険料は昭和 38 年 8 月分まで納め厚生年金保険の書類を店からもらって同年 10 月ごろ、社会保険事務所で国民年金の手続をしたと思う。その時に、1 か月分不足したのではないかと思うが、後年、郵便局で国民年金保険料を納めている時に、「少し未納期間があるので、その分の国民年金保険料を納めて年金を満額もらった方がいいですよ。」と言われた記憶がある。

間違いなく未納期間の国民年金保険料を納めているので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付するなど保険料の納付意識は高かったものと考えられる上、申立期間は 1 か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金を満額受給するため、未納となっている期間の国民年金保険料を納付したと供述しているところ、社会保険庁の記録では、昭和 50 年 11 月に 38 年 3 月の 1 か月分が特例納付され、平成 19 年に厚生年金保険の記録追加により同 1 か月分が還付されていることが確認できるが、特例納付された保険料が 1 か月分であることを考慮すると、申立人が昭和 50 年に特例納付を行ったのは、厚生年金保険の期間を確認の上で、申立期間について納付したものと考えるのが自然であり、行政側の記録管理の不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで

申立期間①については、夫と一緒に国民年金保険料を納付しており、夫が納付済みとなっているのに私の保険料が未納となっている。

申立期間②については、夫婦共に国民年金保険料は未納となっているが、当時、国民健康保険料と一緒に納付しており、国民健康保険料に未納がないので国民年金保険料も未納はない。

両申立期間について国民年金保険料が未納とされることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「夫が、自身の国民年金保険料と私の保険料を併せて納付していた。」と主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の夫については、当該期間の国民年金保険料は納付済みとされている上、A市役所が保管する国民年金被保険者名簿の記録によれば、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付日が確認できる昭和44年4月から53年3月までの期間において、当該期間を除き、ほぼ同一日に納付されていることが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認されることを勘案すると、申立人の夫が申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、A市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の昭和52年度の納付記録備考欄に「52 12/13 督促状」及び53年度の同欄に「3/13 督促状」と記載されているとともに、申立人の夫の国民年金被保険者名簿の両年度の納付記録備考欄にも申立人と同様の記載が確認

できる上、申立人の夫も当該期間の国民年金保険料は未納となっていることを踏まえると、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたものとは考えにくい。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社D事業所が継承）における申立期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の第3種被保険者としての厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 26 年 1 月 15 日まで

私は、昭和 18 年 12 月にE工業学校を繰上卒業した後、19 年 1 月にA社B事業所に入社し、26 年 1 月に同事業所を退職するまで坑内業務（機械担当）に従事していた。

社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間について、第1種被保険者（坑外勤務）とされているので、第3種被保険者（坑内勤務）に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げる同期入社と同僚及び社会保険事務所が保管するA社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に被保険者記録が確認できる同僚の二人は、いずれも「申立人と一緒に坑内業務に従事し、申立人は機械担当であった。」と供述しており、申立人は、申立期間において同事業所の坑内業務（機械担当）に従事していたものと認められる。

また、C社D事業所は、「当時の人事記録等の関連資料は無いが、厚生年金保険の種別分類方法について、採炭、坑内機械・電気などは坑内作業に分類されており、申立ての業務に従事していれば厚生年金保険の第3種被保険者に該当する。」と回答している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録（被保険者記録照会回答票）によれば、申立期間当時、申立人及び同僚が申立人と一緒に坑内業務に従事していたとする申立人の直属の上司である機械担当係長（第3種被保険者期間 昭和19年10月1日から29年1月1日まで）、別の部署の機械担当係員（同 昭和20年4月20日から47年1月25日まで）及びさらに別の部署の機械担当係員（同 昭和20年4月1日から43年9月1日まで）は、いずれも申立期間において厚生年金保険の第3種被保険者であることが確認できるとともに、申立人と前記後者の機械担当係員及び同期入社の上申立人と同一部署の採炭担当係員（坑内業務）の標準報酬月額には大きな違いは認められない。

加えて、上記の被保険者名簿に被保険者記録が確認できる同僚は、「昭和37年か38年ごろ申立事業所において当該事業所の従業員の被保険者種別の見直しが行われた。」と供述しており、調査した申立人の上司及び同僚10人のうち4人について、被保険者名簿による第3種被保険者期間が訂正されていることが確認でき、当時、事業所において正確な被保険者種別の届出が行われていなかったものと考えられる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、関連資料が無く不明であるとしているが、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に第3種被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月から25年12月までの第3種被保険者としての保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の第3種被保険者としての保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和36年1月20日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月20日から36年1月20日まで

社会保険事務所の記録によると、A社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和35年1月20日となっているが、同社には36年1月まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る「失業保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、昭和36年1月に同社を退職したことが認められる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和35年1月20日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年10月1日に申立人に係る標準報酬月額の定時決定が行われていること、及び当該資格喪失に係る処理が喪失日から約1年後の36年2月13日に行われていることが確認できる。これらの記録を前提とすると、申立人が35年1月20日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和36年1月20日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の社会保険事務所における昭和34年12月及び35年10月の定時決定の記録から、5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年12月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月1日から平成13年1月1日まで
社会保険事務所において厚生年金保険の加入記録を確認したところ、年金記録は間違いないとの回答であった。しかし、私が所持している給与明細書の給与額は社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と異なっているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を訂正又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する家計簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成元年12月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所の事業主は「資料が無いので分からない。」と回答して

おり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、昭和 55 年 5 月から 57 年 12 月までの期間、58 年 2 月から平成元年 11 月までの期間、2 年 1 月から同年 6 月までの期間、同年 8 月から同年 11 月までの期間、3 年 1 月から 7 年 1 月までの期間及び同年 3 月から 12 年 12 月までの期間の標準報酬月額については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立人が所持する給与明細書における報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額、又は超える額であると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

3 申立期間のうち、昭和 58 年 1 月、平成 2 年 7 月、同年 12 月及び 7 年 2 月の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書等の資料が無い。

また、事業主は、「当時の関係資料を保管していない。」と回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後継事業所は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和38年7月25日から45年9月20日までA社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年5月1日にA社C事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和39年3月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和39年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和2年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和36年5月1日から同年9月1日まで

C社で泥炭の洗浄・分別の作業を行っていた。昭和36年ごろは作業現場がD町からE市（現在は、F市G区）に移転した時期で、D町の作業現場の撤収と新しい作業現場の準備に責任者として従事していた。44年2月まで継続して勤務しており、途中で所属先が変わったことは知らなかった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が提出した稟議書「退職並びに退職金支給について」の記載内容（発議社名は、A社）及び社会保険事務所が保管するC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認できた同僚二人の供述から判断すると、申立人がC社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和36年5月1日にC社からA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年9月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明であるとしているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年5月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成5年11月から6年10月までの期間は32万円、同年11月から7年4月までの期間は30万円、同年5月から8年5月までの期間は32万円、同年6月は28万円、同年7月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から8年8月11日まで

社会保険事務所の記録では、申立期間における標準報酬月額は13万4,000円又は14万2,000円となっているが、A社の給与支払明細書に基づく報酬月額は30万円前後となっているので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成5年11月から6年10月までの期間は32万円、同年11月から7年4月までの期間は30万円、同年5月から8年5月までの期間は32万円、同年6月は28万円、同年7月は32万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会しても回答が得られないが、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成5年11月から8年7月までの長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間において給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店（社会保険事務所の記録によれば、A社支店）における資格取得日に係る記録を昭和24年9月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月30日から25年7月1日まで
(A社B支店)
② 昭和25年8月31日から26年1月1日まで
(A社B支店)
③ 昭和27年6月1日から28年3月1日まで
(C社)

D市にあるA社本社から同社B支店へ転勤し、会社が倒産した後も、同じ社名で同じ仕事を続けていたので、厚生年金保険の記録が続いているはずである。自分が設立したE社に勤め始めるまでは厚生年金保険の被保険者期間に途切れは無いはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所が保管するA社本社及び同社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認できた同僚二人の供述などから判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和24年9月30日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和25年7月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥

当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから、当時の事情を聴取することはできず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、社会保険事務所の記録によれば、A社B支店は昭和 25 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、社会保険事務所が保管する同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人を含む 11 人が、同日に同社同支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立期間②においてA社本社の健康保険厚生年金保険被保険者記録を有する同僚は、「A社は、合計2回会社を整理しているが、その1回目が昭和 25 年 8 月だった。会社は不渡りを出し、銀行5行の指示の下、会社整理の手続に入り、支店はすべて閉鎖した。その上で本社のみ銀行の指示の下、営業を続けた。自分はそのころは経理関係の仕事をしていた。支店は独立採算ではあったが、本社・支店の関係なので、本社で管轄している立場であった。当時はまだ入社したばかりのころで、はっきり控除していないという断定ができるものではないが、本社が支店を閉鎖している中で、支店の元社員について厚生年金保険料の控除だけを続けているということは考え難い。」と供述しており、申立人と同日に同社B支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚は、「A社B支店は昭和 25 年 8 月に倒産した。その後自分も行っていないが、申立人を含む他のメンバーは全員で公共職業安定所に出向き、失業保険をもらっていたらしい。」と供述している。

さらに、上記のとおり、社会保険事務所の記録によれば、A社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡し、労務担当者も特定できないことから、当時の事情を聴取することはできず、申立期間②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③については、社会保険事務所の記録によれば、C社は昭和 27 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人を含む 8 人が同日に同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人については、健康保険証の返納の記録が確認できる。

また、申立人は申立期間③後に E 社における厚生年金保険被保険者記録を有するが、法務局が保管する同社の閉鎖されている法人登記簿謄本によれば、同社の会社成立日は申立期間③中の昭和 27 年 12 月 8 日であり、また、申立人の供述及び社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった 28 年 3 月 1 日から「事業主」と記録されていることから判断すると、同社成立当初から申立人は代表取締役であると認められることから、申立期間③のうち、少なくとも同年 12 月 8 日以降は、申立人が C 社に勤務していなかったものと思われる上、申立人と同日に同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚は、「会社が倒産したのは、昭和 27 年 6 月くらいだったと思う。その後倒産処理の手続をしていた期間もあったが、申立人はそこには姿を現さなかった。」と供述している。

さらに、上記のとおり、社会保険事務所の記録によれば、C社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び事務担当者も死亡していることから、申立期間③における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 18 日

社会保険事務所に厚生年金保険の記録照会を行ったところ、事業主の事務手続の不手際により、平成 15 年 4 月 18 日に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

勤務先のA社で賞与から厚生年金保険料の控除はされており、事業主も社会保険事務所への賞与支払届を提出していないことを認めているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している平成 15 年分の賃金台帳の記録により、申立人は、同社から同年 4 月 18 日に賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賃金台帳から、申立人は6万 1,000 円の賞与支給を受けているが、賞与から控除されている厚生年金保険料は3,410 円であり、これは5万円の標準賞与額に見合う額であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳に

において確認できる申立期間に係る厚生年金保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 1601

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年10月2日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社D支店から同社C支店に異動した際の申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。被保険者記録に1日の空白期間が生じているのは納得できないので、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社が発行した申立人に係る在籍証明書及び同社の回答から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務（昭和48年10月1日にA社D支店から同社C支店に異動）していたことが認められることから、申立人の同社C支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和48年10月1日と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA公社(現在は、B社) C事務所における資格取得日に係る記録を昭和 25 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 3,500 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A公社C事務所に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和 25 年 4 月 1 日に入社したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 10 月 1 日となっていた。

B社が保管する人事カード及び私が所持する社員名簿から、私が申立期間中も同社で勤務していたことは明らかである。また、同期で入社した同僚には昭和 25 年 4 月 1 日から厚生年金保険に加入した記録が有るので、私の厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事カード及び申立人と同期に入社した同僚の供述により、申立人は、申立期間においてA公社C事務所に正社員として勤務していたことが認められる。

また、B社は、「特定の一部の社員を厚生年金保険に加入させないという処理をすることはなかった。」と回答している上、申立人と同期に入社した複数の同僚が昭和 25 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA公社C事務所における昭和25年10月及び同期入社同年齢の同僚の同年4月の社会保険事務所の記録から、3,500円とするのが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から11年3月まで

申立期間の国民年金保険料が未納となっているが、当時は学生で、申請免除手続のはがきが自宅に届き、毎年、免除の申請を行っていた。

申立期間の前後は申請免除の記録になっているのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の免除申請を行っていたことを示す関連資料（日記等）は無く、申立期間の合計3回に及ぶ国民年金保険料の免除申請手続において、行政側がいずれもこれを誤って記録しなかったとは考えにくい上、社会保険庁のオンライン記録において、申立期間のほか、申立人が平成13年1月に厚生年金保険被保険者資格を取得した直前の12年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料が未納の記録となっていることが確認できるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市役所が保管する申立人に係る電子記録において、申立期間直前の平成7年4月から8年3月までの期間、及び申立期間直後の11年4月から12年3月までの期間の国民年金保険料は申請免除の記録となっているが、申立期間の国民年金保険料は、未納の記録となっていることが確認でき、これらの記録は、いずれも社会保険庁のオンライン記録と一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年10月まで

私の大学生時代の国民年金保険料は両親が納付することができず、その後、自宅に2年分の保険料納付書がまとめて送られてきていた。

その当時は一人暮らしをしていたため、国民年金保険料の納付書には社会人になる前に気付いた。社会保険事務所に確認すると、保険料は2年分さかのぼって納付できることを聞き、平成7年4月から給与で納付期限が近づいているものから順に保険料を納付し、賞与時にはまとめて保険料を納付した。将来の年金額が減額されたくなくて、あわてて保険料を納付したのを憶えている。

国民年金保険料は、最初、自分が勤めている銀行で納付していたが、すぐに郵便局に保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自ら国民年金の加入手続は行っておらず、平成7年4月から時効にかかっていない期間の国民年金保険料を自ら納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その手帳記号番号の前後の記号番号の払出時期から見て、同年11月ごろに払い出されていること、及び社会保険庁のオンライン記録により、申立人は申立期間直後の5年11月から6年8月までの国民年金保険料を7年12月から納付し始めていることが推認され、この時点においては、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の父親が、申立人及びその弟の国民年金への加入手続を一緒

に行ったと供述していること、並びに申立人の父親は、申立期間に係る保険料の納付状況についての記憶は明確でないものの、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が過年度納付したとする申立期間直後の平成5年11月から7年3月までの期間において、申立人とその弟に係る国民年金保険料納付日は、ほぼ同一の納付日となっていることが確認できることから、申立人及びその弟の国民年金保険料は父親が同時に納付していたことが推認され、同オンライン記録において、申立期間は申立人の弟についても未納の記録となっていることを踏まえると、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことまで推認することは難しいものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 58 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 58 年 7 月まで
結婚後は、妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付しており、申立期間の国民年金保険料は、納付書により A 信用金庫 B 支店で納付した。申立期間について、妻の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 11 月に C 市において払い出されており、C 市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立人が 49 年 9 月に D 市に転出した記録は確認できる。一方、同被保険者名簿、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険事務所が保管する特殊台帳のいずれにおいても、その後の申立人の住所変更記録は確認できないことを踏まえると、申立人が、申立期間当時において、国民年金の住所変更手続を行っていることをうかがわせる事情は見当たらない。また、上記の払出簿の申立人に係る記号番号の異動内容欄において、「57. 3. 18 不在」と記録されていることが確認できるなど、申立期間当時は、申立人の所在が不明のため国民年金保険料の納付書が発行されず、当該期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 55 年 8 月 24 日に A 市役所において E 市からの転入手続をした際に、国民年金の切替手続も一緒にしたと思うと供述しているが、当該手続を行ったことについての申立人及びその妻の記憶は定かでない上、申立期間の国民年金被保険者資格得喪記録は、平成 17 年 2 月 2 日に追加訂正されていることが確認できることを踏まえると、当該転入届出の時点において国

民年金への切替手続を行ったものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 63 年 9 月まで
国の出先機関に勤務していた私の母が、私の 20 歳からの国民年金保険料をきちんと納付していたと聞いている。
現在、母は高齢のため当時の記憶は無く書類等も残っていない。
私は、母が私の国民年金保険料を納付していたと信じており、今更、証拠となるものを探すことも困難であるが、泣き寝入りするのも我慢できず、このままでは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 4 月に払い出されていることが推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効のため、さかのぼって納付することもできない期間である。

また、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 39 年 * 月 * 日に長男を出産したのを機に、国民年金の重要性を痛感したので、同年 3 月に国民年金の加入手続をした。

その時、窓口担当者から「昭和 36 年にさかのぼって国民年金保険料を一括納付すれば、最初から加入していることになります。今ならそれができます。」と言われたので、昭和 36 年 4 月にさかのぼって国民年金保険料を一括納付し、国民年金手帳をもらった。

昭和 39 年 3 月からは、国民健康保険料と一緒に納付していたので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 4 月に A 市において夫婦連番で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、社会保険庁の特殊台帳により、申立人は、国民年金加入手続直後の同年 4 月 21 日に、41 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を一括納付するとともに、同年 4 月 28 日に、39 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できるが、申立期間については、時効により保険料を納付することができなかつたと考えられる。

また、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、申立人の夫の国民年金保険料も申立人と同様に、昭和 39 年 4 月から納付済みの記録になっていることが確認できるなど、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1731

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 47 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 47 年 4 月まで

私は 20 歳前からあちこちの会社で厚生年金保険に加入していたが、脱退手当金を受給して会社を辞めたので、昭和 47 年に国民年金に加入した。加入手続は母がしてくれたが、その時、母から 20 歳からの国民年金保険料を現金でまとめて納めたと聞いている。

私は国民年金を満額受給できるものと思って安心していたところ、受給が始まると満額ではないので、社会保険事務所で確認すると、昭和 47 年からの納付となっていて、20 歳からの約 8 年間で未納と聞かされて驚いている。

申立期間の国民年金保険料を納めたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 5 月に A 市において払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、同年 5 月当時、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人は国民年金の任意加入被保険者となり、制度上、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかったと考えられる。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は昭和 36 年 8 月から 41 年 3 月までの厚生年金保険被保険者期間について 42 年 11 月 27 日に脱退手当金を受給していることが確認できるが、脱退手当金を受けた期間は、国民年金の被保険者となることはできず、さかのぼって国民年金保険料を納付することもできない。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及

び保険料納付に関与しておらず、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 35 年の春に A 市（現在は、B 市 C 区）に自分の店を開店したが、当時周りの店主達の話は、自営業者には社会保険も厚生年金保険も無いので不安だとの話題が常であった。

昭和 36 年から国民年金制度が始まることを知り、発足時に A 市役所で自ら加入手続をした。加入後の 37 年か 38 年ごろ、前の店で火災が起こり、その店の荷物を預かってあげた際の混乱の時に国民年金手帳が無くなり、直ちに役所へ年金手帳の再発行を願い出たが、記録は管理されているので再発行はできないと言われた。何度も頼みに行ったが答えは同じであった。そこまで言われると信じるしかなかった。

その後、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることを知った。申立期間の保険料を納付したのは間違いないので記録訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 9 月に A 市 D 区で払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は昭和 37 年か 38 年ごろ自分の店の前の店で火災が起こり、その店の荷物を預かってあげた際の混乱で国民年金手帳を紛失したと供述しているが、同市 E 消防署によると、申立人が居住する地域では 31 年から 41 年までの間に火災は無く、42 年に前の店の火災が記録されていることから、申立人が国民年金の加入時期を誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関する申立人の記憶は明確ではなく、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 52 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 52 年 2 月まで

昭和 52 年 3 月から 57 年 8 月まで国民年金保険料を納付した記録があるにもかかわらず、社会保険事務所から、国民年金の受給資格が無いと言われた。

受給資格が発生しないのに、国民年金に任意加入するはずがなく、納付金額を書いたメモもあるので、申立期間の国民年金保険料については、第 2 回特例納付実施期間に納付していると思う。

調査の上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 52 年 3 月に払い出され、申立人の任意加入の国民年金被保険者資格が同月 14 日に取得されていることが確認できるところ、申立人が加入手続を行った時点から国民年金の被保険者とされ、申立期間は国民年金の未加入期間とされたことから、申立人は申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「納付金額が記載されているメモ書きを所持しており、当該金額の範囲内で申立期間の国民年金保険料を特例納付している。」旨を主張しているところ、国民年金の任意加入者は、制度上、国民年金保険料を特例納付することはできないものと考えられるほか、当該金額は、第 2 回特例納付又は第 3 回特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付するのに必要な金額とは一致しない上、当該金額が国民年金保険料であることの確認もできない。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金収納通知書及び国民年金保険料領収済通知書綴りにおいて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる記録は確認できない。

加えて、申立人は、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況についての記憶が明確でなく、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から54年3月まで

申立期間については、夫婦共に国民年金保険料は未納となっているが、当時、国民健康保険料と一緒に納付しており、国民健康保険料に未納がないので国民年金保険料が未納とされることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、国民健康保険料と一緒に納付しており、国民健康保険料に未納がないので国民年金保険料についても納付したと主張しているが、A市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の昭和52年度の納付記録備考欄に「12/13 督促状」及び53年度の同欄に「3/13 督促状」と記載されているとともに、申立人の妻の国民年金被保険者名簿の両年度の納付記録備考欄に申立人と同様の記載が確認できる上、申立人の妻も申立期間の国民年金保険料については未納とされており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは考えにくい。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月 及 び 同 年 3 月

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料については、母が自身の保険料と私の保険料を一緒に集金人に納付した記憶があるので回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が集金人に納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 10 月 27 日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は過年度納付によらなければ納付することができず、集金人に保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人には別の国民年金手帳記号番号が昭和 36 年ごろに払い出されていること、及び当該手帳記号番号により同年4月から同年8月までの国民年金保険料が納付されていることは確認できるものの、申立人は、37年2月14日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、38年6月30日に同資格を喪失しており、同日から45年1月までの期間に公的年金制度に加入していた形跡がうかがわれないことを踏まえると、当該手帳記号番号で申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡しており、申立期間の保険料の納付状況は不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月から51年3月まで

申立期間当時は、A市役所の集金人が国民年金保険料を集金して回っており、私の自宅兼店舗に来た集金人に、妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、申立期間について妻の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納の記録となっているのは納付できない。

家業の経営は順調で収入も安定していて、国民年金保険料を納付できないような状況ではなかった。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月に払い出されていること、及び申立人が所持する年金手帳により、当該年金手帳は同年5月29日に発行されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市B区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の納付記録等欄に「付加納付 50年5月29日」の押印が確認できるものの、当該被保険者名簿には、「加入の意志なし」及び「納入しない」の記載が確認できる上、申立期間直後の昭和51年4月から国民年金保険料の納付記録が確認できることを踏まえると、申立人は、同年4月から国民年金保険料を納付し始めたものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする妻は既に死亡しており、申立期間の保険料の納付状況は不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無

く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月から 30 年 3 月 29 日まで
② 昭和 30 年 3 月 29 日から 33 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 9 月まで

私が所持している昭和 61 年度年金住宅資金借入申込書には、A社B礦業所における厚生年金保険被保険者期間は、昭和 29 年 5 月から 33 年 9 月までと記載されており、申立期間①及び③も同社に勤務していたはずである。

また、申立期間②について、社会保険事務所の記録では、脱退手当金を受給したことになっているが、同手当金を受給した^{おぼ}えは全く無い。

すべての申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③については、申立人は、「C事業団あての昭和 61 年度年金住宅資金借入申込書には、A社B礦業所での厚生年金保険の被保険者期間として、昭和 29 年 5 月から 33 年 9 月までと記載されており、当該期間は同社に勤務していたはずである。」と申し立てている。

しかしながら、申立人が所持する「昭和 61 年度年金住宅資金借入申込書」に記載されている厚生年金保険の被保険者記号番号は、申立人が昭和 48 年 5 月 28 日に医療法人D会に勤務した際に取得した被保険者記号番号が記載されており、社会保険事務所が保管するA社B礦業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている申立人の被保険者記号番号とは相違する上、C事業団の業務を継承しているE機構では、「申立人が所持している昭和 61 年度年金住宅資金借入申込書の金融機関記入欄に記載がなさ

れていないのであれば、金融機関において確認がなされる以前のものではないか。」と回答していることなどを踏まえると、同申込書の記載内容のみをもって、当該期間における申立人の勤務実態を確認することはできない。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在が確認できないため供述を得ることができない上、申立人が名前を挙げた同僚6人については当該被保険者名簿に被保険者記録が確認できないほか、当該被保険者名簿に被保険者記録が確認できる同僚も具体的な供述をしていないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は明確ではない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、「脱退手当金を受給した憶えは無い。」と申し立てているが、社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び社会保険事務所が保管するA社B礦業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されていることを示す「脱退手当金支給済」及び支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、同事業所に係る被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和33年9月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を喪失した昭和33年4月1日前後の期間に同資格を喪失した女性被保険者44人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、37人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち、連絡が取れた二人は、「脱退手当金を請求した。」、「事業所の代理請求により受給したのではないか。」と供述している上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1604

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 1 日から 8 年 7 月 31 日まで

私は、A社の代表取締役であったが、同社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間について標準報酬月額が 59 万円から 9 万 8,000 円に減額されている。標準報酬月額の記録を実際の報酬額に見合うものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁の記録によれば、平成 8 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、同日から約 1 か半月後の同年 9 月 13 日に、申立人の 7 年 5 月から 8 年 6 月までの標準報酬月額は、59 万円から 9 万 8,000 円に引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、厚生年金保険料の滞納は無く、標準報酬月額の変更の届出を行った記憶は無いと申し立てているところ、A社の指定金融機関であるB社（当時は、C社）の取引明細書によれば、平成 7 年 8 月 31 日の厚生年金保険料の口座から引き落とし以降、同保険料の口座からの引き落としが一時中断しており、口座からの保険料の引き落としが再開されたのは、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時期である 8 年 7 月 1 日であることが確認できる。

また、当該事業所の元従業員は、「当時、経営状況はよくなかった。社会保険料の納付が遅れていたようだった。保険料が遅れていたことで社会保険事務所の職員が会社を訪れたこともあった。保険料の納付には私は関与していないが社長が対応していたのではないか。」と供述している。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人は、A社における厚生年金保

険の被保険者資格を喪失した平成8年7月31日に、申立人が代表取締役を務めている別法人（D社）における被保険者資格を取得し、同社における資格取得時の標準報酬月額が9万8,000円で届けられていることが確認でき（処理日は平成8年10月4日）、両社の代表取締役である申立人が関与せずに申立てに係る標準報酬月額の減額処理が行われたとは考え難い。

加えて、申立人は、平成12年12月4日に年金の裁定請求を行い、7年9月分の年金は時効により受給できなかったものの、同年10月から8年6月までについては、申立期間の標準報酬月額の減額処理がなされなかった場合には、年金給付が全額停止となるどころ、当該減額に伴って年金を受給していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録の減額処理に関与しているものと認められ、当該月額変更処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1605

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた退職月に係る被保険者記録が無いとの回答があった。同社は、平成 10 年 4 月 30 日に倒産したが、同日まで勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の雇用保険被保険者記録及び同僚の供述から、申立人が同事業所に申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所の破産管財人である弁護士は、「平成 10 年 4 月 30 日まで事業所は存在していたが、あらかじめ不渡りが出ることは分かっていたので、B事業団（現在は、C機構）の『未払賃金立替払制度』を利用するために、従業員を先に解雇していたはずだ。優先債権である未払賃金は、同事業団からは8割、不足分は破産管財人で集めたお金で支払った。厚生年金保険料については、当時、破産管財人に納付義務があるか否かは決まっていなかったもので、控除していない。」と供述している。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所は平成 10 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は病気のため供述を得ることができないものの、申立期間当時、事業主の職務代行者であった取締役は、「事業所を閉鎖した日が何日かは記憶に無い。当時、主に営業の立て直しに奔走していたので、給料や社会保険関係のことは分からない。最後の半年は弁護士に仲立ちしてもらっていた。厚生年金保険料控除に関しては記憶に無い。」と回答しており、申立期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 7 月 ごろから 23 年 6 月 15 日まで

戦後、外地から引き揚げてきて、A社に勤務する近所の人の紹介で同社に入社した。同社では、B湾内に停泊している引揚船に水の補給を行うC丸に乗船し、その後、同船がD海で運航する運搬船とされてからも引き続き乗船していた。私は今でも当時の船員手帳を所持しており、同社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を船員保険又は厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する「社内通報」の記録及び申立人が所持する船員手帳の記録、並びに社会保険事務局が保管する同事業所に係る船員保険被保険者名簿に、申立人が名前を挙げる上司の被保険者記録が確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務局の記録によれば、A社が船員保険の適用事業所となったのは、昭和 23 年 5 月 1 日であり、申立人が名前を挙げる複数の上司及び同僚も同日以降に船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、上記の社内通報によれば、申立人は、同事業所が船員保険の適用事業所となる前の同年 3 月 2 日に「試用解職」と記録されており、上記の被保険者名簿において申立人の被保険者記録を確認することができない。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和 18 年 4 月 1 日に労働者年金保険（昭和 19 年 10 月からは厚生年金保険）の適用事業所となっており、社会保険事務局が保管する同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げる上司及び同僚のうち 3 人の被保険者記録は確認できるも

の、申立人に係る被保険者記録は確認できない上、申立人と同一職種であったとする同僚（同事業所が船員保険の適用事業所とされた時に船員保険被保険者資格を取得）及び申立人に同事業所への入社を勧めたとする同僚の被保険者記録も確認できない。

さらに、A社は、上記の社内通報以外に申立人に係る関連資料は無いと回答している上、申立人が名前を挙げる上司及び同僚は、既に死亡し又は所在が確認できないことから供述を得ることができず、申立期間における勤務実態及び事業主による船員保険料又は厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立期間における船員保険料又は厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月 1 日から平成元年 9 月 14 日まで
(A社)
② 平成元年 10 月 1 日から 11 年 8 月 3 日まで
(B社)
③ 平成 12 年 11 月 1 日から 18 年 1 月 15 日まで
(C社)

社会保険事務所に船員保険の記録を照会したところ、申立期間において、給料に比べて標準報酬月額が低くなっていることが確認されたので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務局が保管するA社に係る船員保険被保険者名簿により名前が確認できた同僚3人は、「給料に比べて標準報酬月額が低かったようだ。」と供述しており、申立人と同様に、このうち二人が記憶する当時の給料より、社会保険庁のオンライン記録による標準報酬月額は低いものとなっている。

また、同僚6人の標準報酬月額は、申立期間①において申立人と同額又は1等級異なるのみで、かつ、申立人と同様に推移していると認められ、申立人の標準報酬月額のみが不自然である事情はうかがえない。

さらに、申立人に係る標準報酬月額は、上記被保険者名簿の記録と社会保険庁のオンライン記録は一致している。

加えて、A社は、申立期間①に係る関連資料は保管されていないため当時のことは不明であると回答しており、事業主による船員保険料控除の事

実について確認することができない上、申立人は、申立期間①においてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立期間①においてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は申立期間②の一部である平成9年1月、同年2月、同年3月、11年6月及び同年7月の5か月分の給与明細書を提出しているが、当該給与明細書記載の控除保険料から算出される標準報酬月額は、社会保険庁が記録する標準報酬月額を上回っているものとは認められない。

また、同僚7人の標準報酬月額については、申立期間②において船長である申立人と同額又は申立人より低い額となっており、かつ、同様に推移していると認められ、申立人の標準報酬月額のみが不自然である事情はうかがえない。

さらに、申立人と同様に、B社に係る社会保険庁のオンライン記録により名前が確認できた同僚二人が記憶する当時の給料より、社会保険庁のオンライン記録における標準報酬月額は低いものとなっている。

加えて、B社は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は既に死亡している上、当時の事務担当者は連絡先が確認できず、このほか、申立期間②においてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は申立期間③の一部である平成13年1月から同年8月までの期間及び16年8月から17年8月までの期間に係る給与明細書を提出しているが、当該給与明細書記載の控除保険料から算出される標準報酬月額は、社会保険庁が記録する申立人に係る標準報酬月額を上回っているものとは認められない上、D市から入手した14年から17年までの分に係る「給与支払報告書（個人別明細書）」によれば、記載されている控除社会保険料額は、14年、16年及び17年については、社会保険庁が記録する申立人に係る標準報酬月額に基づき算出された船員保険料の総額と一致又はほぼ一致し、15年については、社会保険庁が記録する申立人に係る標準報酬月額の1等級上の標準報酬月額に基づき算出された船員保険料の総額を上回っているものとは認められない。

また、同僚5人の標準報酬月額については、申立期間③において船長である申立人と同額又は申立人より低い額となっており、かつ、同様に推移していると認められ、申立人の標準報酬月額のみが不自然である事情はうかがえない。

さらに、C社に係る社会保険庁のオンライン記録により名前が確認できた同僚は、「会社の社会保険関係の事務処理はきちんとしていたのではないか。」と供述している。

加えて、C社は、申立期間③に係る関連資料が保管されていないため当時のことは不明であると回答しており、事業主による船員保険料控除の事実について確認することができず、このほか、申立期間③においてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 すべての申立期間について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなど、社会保険事務所において不合理な処理が行われた可能性はうかがえない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、すべての申立期間について船員保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 20 日から 36 年 2 月 9 日まで

中学校の卒業を機に学校の紹介で、昭和 35 年 3 月 20 日から A 社に住み込みで働いていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入が 36 年 2 月からとなっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認できた同僚は、「昭和 33 年ぐらいから働いていた。」と供述しているが、同被保険者名簿では、当該同僚については、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 34 年 7 月 1 日から約 1 年半後の、申立人と同じ 36 年 2 月 10 日に被保険者資格を取得していることが記録されている上、他の同僚 3 人についても、各人が記憶する勤務期間より社会保険事務所が記録する各人の被保険者期間が短いことから判断すると、事業主が、すべての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

また、上記被保険者名簿では、申立人については、昭和 36 年 2 月 10 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが記録されており、申立期間において同被保険者記録は確認できない上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び申立人が提出した厚生年金保険被保険者証の記録と合致している。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び事務担当者も既に死亡しており、当時の事情を聴取することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1609

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月ごろから21年10月ごろまで
② 昭和23年4月ごろから24年10月ごろまで

申立期間①については、終戦までA県において兵役に就き、復員後にB工場（現在は、C社）に勤務した。申立期間②については、D工場に勤務した。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、申立人が勤務していたとするB工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年8月1日であり、当該期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、当時の事業主は既に死亡している上、申立人は、当該期間当時の同僚等の氏名を記憶しておらず関係者の供述を得ることもできないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

2 申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、申立人が勤務していたとするD工場は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、事業所の名称が類似するE社工場は、昭和28年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることは確認できるが、当該期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人が申立事業所の所在地として挙げているF市において、事業所の名称が類似すると思われるG社H支店に係る健康保険厚生年金保険

被保険者名簿には、申立人及び申立人が名前を挙げた二人の同僚の被保険者記録は確認できない。

さらに、G社H支店は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから供述を得ることができない上、当該被保険者名簿において当該期間に被保険者記録がある106人のうち、連絡先が確認できた9人に照会したところ、回答があった5人のうち一人から、当該事業所の工場において作業指導を行っていたとする具体的な申立内容と符合する供述が得られ、他の一人から当該事業所は申立期間②当時、D工場と称していたとする供述が得られたことから、当該事業所が申立事業所ではないかとの可能性はうかがえるものの、これらの5人の同僚はいずれも申立人を知らないと供述していることから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、当該期間について、申立人の被保険者記号番号が払い出されている記録は確認できない。

- 3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月1日から28年9月8日まで
② 昭和28年9月11日から32年2月17日まで

A社B工場及びC事務所に勤務した期間について、脱退手当金を受給した記録になっているが、当時は年金の「ね」の字も知らず、聞いたこともなかった。脱退手当金の受給は無論、その手続をした記憶も無いので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す支給金額、支給決定年月日が記載されていることが確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、C事務所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年3月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、社会保険事務所が保管するC事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が勤務していた同事業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年2月17日前後に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給記録がある女性被保険者7人について確認したところ、同事業所が最終事業所である4人については、いずれも脱退手当金の支給記録があり、支給決定は、被保険者資格を喪失してから約2か月から6か月後となっており、請求手続の時期が退職後間もないころであること、及び申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、同僚からも同事業所が脱退手当金の代理請求を行っていなかったとする供述は得られないことを踏まえると、同事業所においては、事業主による代理請求が行われていた

可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間が同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1611

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 26 日から 44 年 3 月 26 日まで

昭和 54 年に私の年金記録がおかしいことに気付き、社会保険事務所に調べてもらった結果、同年 11 月 15 日付けの社会保険事務所長名の「厚生年金保険被保険者に関する記録事項確認票」により、私の厚生年金保険被保険者資格取得日が 43 年 3 月 26 日であることが確認され、年金記録が訂正されているものと思っていた。しかし、今回の厚生年金保険の期間照会についての回答では、従来どおり 44 年 3 月からの被保険者記録となっており、納得できない。

昭和 54 年の上記の確認票に私の被保険者資格取得年月日を記載する際に、それを証明する何かしらのものがあつたはずであり、それが現在までの間に故意に抹消されたと思わざるを得ない。40 年以上前のことで、証明する書類が一切無いことが残念である。

上記の確認票に記載されている厚生年金保険被保険者資格取得日のおりに、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同期入社であつたとする複数の同僚は、「入社は昭和 44 年 3 月であり、同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した。」と供述している上、申立人が昭和 43 年 3 月に入社したとする同僚は、「申立人は、私が入社して 1 年ぐらいいして入社した。」と供述しており、申立人の年齢及び同じ学校を卒業したとする同僚の供述から判断すると、申立人が入社したのは 44 年 3 月であり、申立期間においては在学中であつたと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人の被保険者資格取得日は昭和 44 年 3 月 26 日であ

り、申立期間において申立人の被保険者記録は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番は無い上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿から、申立人の同記号番号は、A社における資格取得年月日を同年3月26日として払い出されていることが確認でき、同記号番号前後の被保険者の記号番号の払出時期からみても、申立人の同記号番号が43年に払い出されたものとは考え難い。

さらに、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録においても、申立人の被保険者資格取得日は昭和44年3月26日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致しているとともに、社会保険事務所は「申立人の被保険者資格取得及び喪失については社会保険庁の記録に相違なく、昭和54年11月15日付け確認票の記載誤りと思われる。」と回答しており、申立人が所持している「厚生年金保険被保険者に関する記録事項確認票」の資格取得年月日は、確認時に誤記されたものと推認できる。

加えて、A社は、平成15年9月に厚生年金保険の適用事業所でなくなると同時に解散している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1612

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月 1 日から 10 年 1 月 17 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤めていた申立期間において、給与額が減額された記憶が無いにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額がそれまでの47万円から32万円に減額されていることが確認できたが、給与から差し引かれていた厚生年金保険料に変更があった憶えは無いので、申立期間の標準報酬月額を給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成9年分の給与所得の源泉徴収票によれば、社会保険料等の金額が52万4,160円と記載されていることが確認でき、この金額は、健康保険料及び厚生年金保険料の標準報酬月額を32万円、雇用保険の賃金額を52万8,000円として算出した各保険料の合計額と一致している。

また、A社の元代表取締役から聴取したところ、「申立人の標準報酬月額変更の届出をどのように行っていたかは不明である。」と供述しているものの、当該源泉徴収票により、事業主が申立人の厚生年金保険の標準報酬月額を32万円として社会保険事務所に届け出ていることがうかがえる。

このほか、申立人のA社における報酬月額が、申立人の主張のとおり、32万円を超える額であったことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）からの社命で、「C社という会社で一定期間、働いてくれ。その後は、D社の地域本社（A社及びC社の関連会社の地域本社）に必ず入社させる。」と言われ、転籍することになったが、厚生年金保険被保険者記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及びC社における同僚の供述等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は確認できない上、複数の同僚の供述から推測される当時の女性事務社員のうち、二人の被保険者記録についても確認できないことから、事業主は、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった可能性もうかがえる。

また、公共職業安定所の申立人に係る雇用保険被保険者記録においても、申立人が申立期間前後に厚生年金保険被保険者記録がある事業所については、雇用保険被保険者記録がある一方、申立期間については申立人の雇用保険被保険者記録は確認できず、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

さらに、C社は、「申立人に係る関連資料が無く、申立期間に係る申立人の給与からの厚生年金保険料控除については、不明である。」と回答している上、連絡が取れた複数の同僚調査においても、申立人の厚生年金保険の適用状

況に関する具体的な供述は得られないことから、申立期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 27 日から同年 5 月 28 日まで
② 昭和 30 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 23 年に A 社に就職したが、B 鑛業所（社会保険事務所の記録では、A 社 C 炭坑）に勤務していた 30 年 5 月 27 日に、倒産により解雇となったが、厚生年金保険の資格喪失日は同年 4 月 27 日となっている。

申立期間②については、A 社の事業を引き継いだ D 町（現在は、E 市）に所在する F 社（社会保険事務所の記録では、F 社 G 鑛業所）に昭和 30 年 8 月 1 日付けで採用されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年 9 月 1 日となっている。

解雇通知書、採用通知書及び辞令により、勤務していたことは間違いないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 社が交付した昭和 30 年 5 月 25 日付けの解雇通知書により、申立人が同年 5 月 27 日付けで解雇され、同日まで同社に勤務したことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A 社 C 炭坑は、昭和 30 年 4 月 27 日に、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、社会保険事務所が保管する A 社 C 炭坑の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の申立人の資格喪失日欄には同年 4 月 27 日と記載されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、A 社は昭和 30 年 4 月 28 日に解散していることが確認でき、当時の事業主は既に死亡しており供述を得ることがで

きないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 2 申立期間②については、F社が交付した昭和30年7月30日付けの採用通知書及び同年8月1日付けの辞令により、申立人が同年8月1日から同社に勤務したことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、F社G鑛業所は、昭和30年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当している上、同社が作成した「健保・厚生被保険者台帳」の申立人の資格取得日は、社会保険事務所が保管するF社G鑛業所の被保険者名簿に記録されている申立人の資格取得日（昭和30年9月1日）と一致している。

また、社会保険事務所の記録によれば、F社G鑛業所は、昭和39年7月18日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、上記の「健保・厚生被保険者台帳」以外の資料が保管されていないため、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 両事業所の被保険者名簿から確認できる同僚のうち、一部の者から被保険者となっていない期間についても継続して勤務していたとの供述が得られるものの、これらの者を含む複数の同僚の記録は、申立人と同一の被保険者資格喪失日、及び再取得日となっており、保険料控除についても明確な供述を得ることができない。

また、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、給与から厚生年金保険料を控除されていたことについての具体的な記憶が申立人には無く、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から40年10月8日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、勤務したことのあるA社に係る記録が確認できない旨の回答であった。私は後に自営業を立ち上げたが、同社は自営業の仕事の基礎を学んだ事業所であり、勤務していたことに間違いがないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間中の昭和39年8月1日であることが確認できる上、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した13人については、社会保険庁のオンライン記録によれば同日以前の期間にA社に係る厚生年金保険被保険者期間は確認できない。

また、同僚から聴取したところ、「A社においては、申立人のような若い職人は厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」旨を供述している上、複数の者が同社には20人以上の従業員がいたと記憶しているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となった際の被保険者資格取得者が13人のみであることを踏まえると、同社においてはすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該被保険者名簿では、申立期間において申立人に係る被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立

人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1616

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月から28年7月まで
A市のB工場に昭和24年3月から28年7月まで勤務していたが、勤務している途中に株式会社になったので、厚生年金保険に加入していたと思う。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、B工場（昭和36年11月11日付け事業所名称の変更後は、C社。ただし、法人登記は33年11月21日付け）は昭和33年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる同僚は、「昭和33年1月から当該事業所で勤務していたが、同年11月1日に厚生年金保険に加入した。」と供述しており、当該同僚の二人の先輩及び数か月後に就職した後輩についても同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該事業所は、平成5年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、昭和33年11月以降に取締役に就いた事業主の子は、当時の関連資料を保管していないと回答している上、事業主は死亡しており供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から28年12月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が解散したと思われる昭和28年ごろまで勤務していたと主張しているところ、法人登記簿によると、同社は26年2月20日に解散していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会することができない上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、いずれも、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述しているほか、申立人が名前を挙げた同僚からは連絡先不明等により供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格喪失日は昭和25年10月1日となっていることが確認できる上、同名簿において被保険者記録が確認できる全従業員15人について、被保険者資格の喪失日を確認したところ、i)同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年11月1日が1人、ii)申立人の資格喪失日と同日である同年10月1日が5人、iii)同年9月1日が6人となっており、残りの3人は同日より前に資格喪失していることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 1 日から 53 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（本社は、首都圏）のB支社で、販売・開発担当として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の記録によれば、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月 16 日から 53 年 2 月 7 日までの期間について、申立人のA社における雇用保険被保険者記録が確認できることから、申立人が同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、当時の取締役二人に照会したところ、それぞれ、「機器部門は、当時の社長が単独で運営しており、本社の事業とは直接の関係は無かった。」、「当時の関係資料等は保存していない。機器部門に関しては、給与計算は本社で行っていたが、嘱託契約者であれば、社員としての身分は無く、厚生年金保険の加入手続は行っていなかったと思う。」と回答している。

また、当該事業所に勤務していた申立人の同僚は、「時期的に、私が申立人を面接採用したと思われるが、申立人の名前については記憶していない。開発担当はそれぞれ単独で営業しており、給与は基本給と機器の販売等による実績給であったが、当時の厚生年金保険の加入手続については分からない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月3日から同年6月1日まで

A社（現在は、B社）に定期採用で入社し、昭和19年1月3日から関連会社のC社に配属された。その後、同社が閉鎖になり、20年5月1日にD炭坑に出向するまで確かに同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がC社に勤務した後に配属された同社の関連会社であるE社F鉱業所発行の職歴証明書により、申立人が、申立期間にC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同日付けでA社に入社し、関連会社のC社に配属されたとする3人の同僚は、申立人と同じく昭和19年6月1日に労働者年金保険（昭和19年10月からは厚生年金保険）の被保険者資格を取得していること、及び申立人が入社する前の17年に入社したとする同僚も申立人と同日の19年6月1日に被保険者資格を取得している上、同事業所が同日に、他の時期に見られない192人の多数の従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間における申立人の被保険者記録は確認できず、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、関連会社である4事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、申立期間における申立人及び申立人が名前を挙げる同僚の被保険者記録は確認できず、これらの被保険者名簿においても申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したも

のとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。